



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.167 **認定基準書**

清掃用資材 Version1.0

分類 A. 清掃用薬剤

制 定 日:2025年 1月 1日

有 効 期 限:2031年12月31日

[目次]

1. 認定基準制定の目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	2
4. 認定の基準と証明方法	2
4-1.環境に関する基準と証明方法	2
4-1-1.省資源と資源循環.....	2
4-1-2.地球温暖化の防止	3
4-1-3.有害物質の制限とコントロール	3
4-1-4.生物多様性の保全	7
4-2.品質に関する基準と証明方法.....	8
5. 配慮事項	8
6. 商品区分、表示など	8

1. 認定基準制定の目的

ビルメンテナンス業(清掃管理業務)において、環境に配慮された清掃用資材の使用や、廃棄物の適正処理(法令順守)を徹底するための業界ガイドラインの策定など、環境面に対して様々な取り組みが進められている。こうした背景を踏まえ、エコマーク事務局では2021年にビルメンテナンスのうち清掃管理業務を対象としたエコマーク認定基準である「清掃サービス」を制定した。

エコマーク商品類型「清掃サービス」認定の認知が業界全体に徐々に浸透している中で、ビルメンテナンス業(清掃管理業務)における環境対応をさらに促進するためには、清掃業務のオペレーションだけでなく使用する清掃用資材も両輪で取り組みを進めていくことが重要である。しかし現時点では、環境配慮型の清掃用資材の開発と上市は十分に進んでいないのが現状である。そこで、本基準の策定は「清掃サービス」認定基準のうち、清掃用資材に関する基準項目との整合を図るとともに、清掃用資材分野における環境配慮型製品の普及を促進することを目的に、製品ライフサイクル全体における環境配慮への取り組みを評価するための要求事項を設定した。なお、本基準の策定にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における役務「清掃」の判断の基準に対応した観点も網羅することで、国の環境政策との整合を図った。

2. 適用範囲

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」に該当する事業者が清掃管理業務に用いる清掃用薬剤のうち、表1に該当する製品。主として家庭での使用を想定して販売される製品は対象に含まない。

表1. 対象品目一覧

対象品目		用途
大分類	中分類	
床維持剤	水性フローポリッシュ・ポリマータイプ(樹脂ワックス)	床材の保護、美観の維持・向上
	その他床維持剤(コーティング剤を含む)	
業務用洗剤・洗淨剤*	手洗い用洗剤(石けん液、石けんを含む)	手洗い
	ガラス用洗剤・洗淨剤	ガラス清掃
	トイレ用洗剤・洗淨剤	トイレ清掃
	床用洗剤・洗淨剤	カーペット床・硬質床・弾性床・木製床などの清掃
	その他洗剤・洗淨剤	上記の用途に該当しない洗剤・洗淨剤
その他薬剤(剥離剤を含む)*		上記の用途に該当しない清掃用薬剤

*アルカリ電解水は除く

3. 用語の定義

床維持剤	床材の保護、美観の向上のために塗布し、塗布後、乾燥皮膜を形成するもの。
・水性フロアポリッシュ・ポリマータイプ（樹脂ワックス）	主原料のポリマー（合成樹脂など）を水に溶解または乳化したフロアポリッシュ。
・フロアポリッシュ	清掃に用いる化学製品のうち床材の保護・美観のために塗布するもの。乾燥後に皮膜を形成し、経日後必要なときに、物理的方法・化学的方法によって容易に除去できるものをいい、床用ワックスともいう。
業務用洗剤	固体の表面に付着した汚れに対し洗浄作用をもつ薬剤のうち、施設清掃などの業務用途での使用を想定して販売される合成洗剤をいう。本基準では、石けんも業務用洗剤の品目の中で扱う。
・合成洗剤	界面活性剤または、界面活性剤および洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄作用が純石けん分以外の界面活性剤の界面活性作用によるもの。
・石けん	高級脂肪酸の塩類。通常はアルカリ塩をいう。
業務用洗浄剤	酸、アルカリまたは酸化剤および洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が酸、アルカリまたは酸化剤の化学作用による洗浄作用をもつ薬剤のうち、施設清掃などの業務用途での使用を想定して販売される洗浄剤をいう
剥離廃液	剥離剤やその他薬剤を使用して、床維持剤を除去した際に排出される液体。剥離廃液には、古くなって除去された床維持剤（物理的処理により除去されたものも含む）、剥離作業のために使用された剥離剤などの薬剤、床に付着している汚れなどが含まれる。
持続可能な原料	原材料調達・製造・流通・使用・廃棄に至るまでのライフサイクル全体を通じて、環境負荷の最小化および人権・労働等社会問題などへ配慮された原料をいう。
処方構成成分	製品に特定の機能を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。原則として、製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
詰め替え製品	本体の内容物を詰め替えて本体容器を繰り返し使うことを目的とした、詰め替え用の内容物を充填した製品をいう。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書に必要事項を記載するとともに、各基準項目を満たすことが証明できる資料、説明文書などを提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 省資源と資源循環

- (1) 製品の容器包装は、減量化やリユース、リサイクル容易性などに配慮して設計していること。
プラスチック製容器包装を用いる場合には、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを

使用していないこと。

【証明方法】

付属証明書に適合・不適合、および設計上配慮した内容を記載すること。

プラスチック製容器包装について、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用有無を付属証明書に記載すること。

4-1-2.地球温暖化の防止

(2) 水系の業務用洗剤・洗浄剤およびその他薬剤は、希釈使用を前提とする濃縮タイプであること(配送時の積載効率の向上)。

製品の取扱いや性質上、希釈使用を前提としない原液タイプの水系の業務用洗剤・洗浄剤およびその他薬剤にあつては、本体容器に対応する詰め替え製品が販売または供給されるか、施設管理者等が施設に設置する容器への補充使用を前提とした製品であること。なお、項目(12)に該当する手洗い用洗剤については、本項目(2)は適用しない。

【証明方法】

付属証明書に標準希釈倍率を記載のうえ、標準希釈倍率の表記が確認できる本体容器などの該当部分の写真、設計書もしくは説明書類を提出すること。

本体容器に対応する詰め替え製品がある場合は、詰め替え製品の入手が可能であることの表記が確認できるカタログなどを提出すること。

施設に設置する容器への補充使用を前提とした製品にあつては、カタログなどを提出すること。

4-1-3.有害物質の制限とコントロール

(3) 製品は、標準使用時の濃度において、表 2 に示す GHS 分類健康有害性における有害性区分・有害性情報コードに該当しないこと。また、標準使用時の濃度において、表 3 に示す GHS 分類健康有害性における有害性区分・有害性情報コードに該当する場合は、清掃作業員に対して適切な保護具の着用を励行していること。

表 2. 制限する GHS 分類健康有害性

健康有害性	有害性区分	有害性情報コード
生殖細胞変異原性	区分 1 (1A、1B)	H340: 遺伝性疾患のおそれ
発がん性	区分 1* (1A、1B)	H350: 発がんのおそれ
生殖毒性	区分 1* (1A、1B)	H360: 生殖能または胎児への悪影響のおそれ

*エタノールに由来する有害性については表 2 を適用しない。

表 3. 保護具着用を励行する GHS 分類健康有害性

健康有害性	有害性区分	有害性情報コード
急性毒性(経皮・吸入)	区分 1、2	H310:皮膚に接触すると生命に危険 H330:吸入すると生命に危険
皮膚腐食性/刺激性	区分 1 (1A、1B、1C)	H314:重篤な皮膚の薬傷および眼の損傷
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	区分 1	H318:重篤な眼の損傷
呼吸器感作性	区分 1 (1A、1B)	H334:吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息 または呼吸困難を起こすおそれ
皮膚感作性	区分 1 (1A、1B)	H317:アレルギー性皮膚反応を起こす おそれ
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1	H370:臓器の障害
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1	H372:長期にわたる、または反復ばく 露による臓器の障害

【証明方法】

製品の安全データシート(SDS)および GHS 分類有害性の判定結果に関する証明書を提出すること。なお、分類判定については別紙 1 を参照すること。

※調査時点で適用されている最新バージョンの分類結果を用いて確認を行うこと。調査時とエコマーク認定申込時でバージョンが異なる場合は、申込時から 1 年以内に調査したものであること。

標準使用時の濃度において、表 3 に示す GHS 分類健康有害性区分・有害性情報コードに該当する場合は、上記の証明書に加えて、適切な保護具および保護具着用の励行に関する表記が確認できる本体容器などの該当部分の写真、設計書もしくは説明書類を提出すること。

- (4) 製品は、厚生労働省の室内濃度指針値で定められた揮発性有機化合物(表 4)を使用しないこと。

表 4. 室内濃度指針値で定められた揮発性有機化合物

化学物質名
ホルムアルデヒド
アセトアルデヒド
トルエン
キシレン
エチルベンゼン
スチレン
パラジクロロベンゼン
テトラデカン
クロルピリホス
フェノブカルブ
ダイアジノン

化学物質名
フタル酸ジ-n-ブチル
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

【証明方法】

付属証明書に適合・不適合を記載のうえ、製品の SDS を提出すること。

- (5) 申込者または製造事業者は、申込製品において、化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)、労働安全衛生法、または毒物及び劇物取締法のいずれかで指定されている化学物質を日本産業規格 JIS Z 7253「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)」の 5.4 項の表 1 に定める「SDS を作成する濃度」以上使用する場合は、製品の SDS に記載していること。

【証明方法】

製品の SDS を提出すること。

- (6) 製品は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) において、第一種特定化学物質に指定される表 5 の有機フッ素化合物を処方構成成分として添加していないこと。

表 5. 化審法において第一種特定化学物質に指定される有機フッ素化合物

化学物質名
ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名 PFOS)又はその塩
ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名 PFOSF)
ペルフルオロオクタン酸(別名 PFOA 若しくはペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であって、炭素数が 8 のものに限る。)) PFOA の異性体)又はこれらの塩
ペルフルオロオクタン酸(別名 PFOA)関連物質(ペルフルオロオクチル=ヨージド、8:2 フルオロテロマーアルコール及び厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)
ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)(別名 PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であって、炭素数が 6 のものに限る。))又はこれらの塩

【証明方法】

付属証明書に添加有無を記載すること。

- (7) 製品は、無機リン酸塩を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

付属証明書に添加有無を記載すること。

- (8) 業務用洗剤・洗浄剤およびその他薬剤は、界面活性剤としてアルキル基の炭素数が 5~9 のアルキルフェノールエトキシレート (APEOs) を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

付属証明書に添加有無を記載すること。

- (9) 床維持剤および剥離剤の使用にあたって剥離廃液が発生する場合(製品設計上公共用水

域に剥離廃液を排出しないものも含む)に、産業廃棄物として処理しなければならないことを本体容器などに記載していること。

【証明方法】

付属証明書に適合・不適合を記載すること。また、剥離廃液を産業廃棄物として処理しなければならないことの表記が確認できる本体容器などの該当部分の写真、設計書もしくは説明書類を提出すること。

(10)申込者は、本体容器などに薬剤の取り扱いに関する下記 a)～c)の全ての情報提供を行っていること。

- a) 適切な使用方法
- b) 標準使用量
- c) 適切な廃棄方法

【証明方法】

付属証明書に適合・不適合を記載のうえ、それぞれの項目の表記が確認できる本体容器などの該当部分の写真、設計書もしくは説明書類を提出すること。

(11)申込製品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間の行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a)および b)の書類を提出すること。

- a) 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b) 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4-1-4.生物多様性の保全

(12)植物油脂を原料に使用した手洗い用洗剤は、持続可能な原料が使用されていること。具体的には以下 a)～c)のいずれかに適合すること。

- a) RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)などの持続可能性を評価した認証を取得した原料を使用している。
- b) 原料に係る持続可能な調達方針(別表 1「植物油脂に関する持続可能性の観点」の要求を含むこと)を作成したうえで、当該方針に基づき調達を行っている。
- c) 別表 1「植物油脂に関する持続可能性の観点」に適合する原料を使用している。

【証明方法】

- a) RSPO 認証証の写しを提出すること。
- b) 原料に係る持続可能な調達方針の提出(別表 1の要求の観点を含むもの)および同方針に基づいて調達していることを示す資料および植物油脂の素性(栽培地および一連の製造工程のフロー図)を示した資料を提出すること。
- c) 別表 1により持続可能性を確認している場合には、植物油脂の持続可能性の観点および植物油脂の素性(栽培地および一連の製造工程のフロー図)を示した資料を提出すること。

(13)業務用洗剤・洗浄剤およびその他薬剤(剥離剤を除く)は、標準使用時の濃度において、表 6 に示す GHS 分類環境有害性における有害性区分・有害性情報コードに該当しないこと。ただし、表 6 の水性環境有害性 短期(急性)が区分 1 または H400 に相当する場合でも、生分解度が表 7 のいずれかの試験方法によるパスレベルを満たすか、もしくは(BOD5/COD)比が 0.5 以上となる場合には使用を認める。または表 7 に代えて、標準使用時の濃度における生物蓄積性が表 8 のいずれかの試験方法によるパスレベルを満たすことでもよい。

表 6. 制限する GHS 分類環境有害性

環境有害性	有害性区分	有害性情報コード
水性環境有害性 短期(急性)	区分 1	H400:水生生物に非常に強い毒性
水性環境有害性 長期(慢性)	区分 1	H410:長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

表 7. 生分解度試験方法

試験方法		パスレベル*
OECD TG 301A	DOC 法による生分解度試験	70%
OECD TG 301C、F	BOD 法による生分解度試験	60%
OECD TG 301D	Closed Bottle 法による生分解度試験	60%

*28 日間以内に生分解度がパスレベルに達した場合、その物質は環境中で速やかに分解すると判断される。

表 8. 生物蓄積性試験方法

試験方法		パスレベル
OECD TG 305	生物濃縮:魚による流水式試験	BCF \geq 500
OECD TG 107	分配係数(n-オクタノール/水)	logKow \geq 4

	:フラスコ振とう法	
JIS Z 7260-107	分配係数(1-オクタノール/水)の測定 -フラスコ振とう法-	logKow \geq 4

【証明方法】
 製品の安全データシート(SDS)および GHS 分類有害性の判定結果に関する証明書を提出すること。なお、分類判定については別紙 1 を参照すること。
 ※調査時点で適用されている最新バージョンの分類結果を用いて確認を行うこと。調査時とエコマーク認定申込時でバージョンが異なる場合は、申込時から 1 年以内に調査したものであること。

標準使用時の濃度において、表 6 の水性環境有害性 短期(急性)が区分 1 または H400 に相当する場合は、上記の証明書に加えて、第三者試験機関などで実施された製品の生分解度または生物蓄積性の試験結果を提出すること。なお、生分解度として(BOD5/COD)比を用いる場合には、SDS に BOD(5 日)および COD 値を記載したうえで、付属証明書に(BOD5/COD)比を記載すること。

4-2.品質に関する基準と証明方法

(14)製品の品質については、該当する JIS、業界や検査機関などの規格、または自社規格などにより、品質管理がなされていること。

【証明方法】
 該当する品質規格への適合として、品質試験結果などを提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件とはしないが、以下に配慮することが望ましい。なお、対応状況を付属証明書に記載すること。

(1)製品は、清掃用途に応じた適切な水素イオン濃度(pH)(使用時の濃度で pH5～pH9)であること。

6. 商品区分、表示など

(1)商品区分(申込単位)は、表 1 の対象品目毎で、かつ商品ブランド名毎とする。容量の違いによる区分は行わない。

(2)原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco_label/guideline/)」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

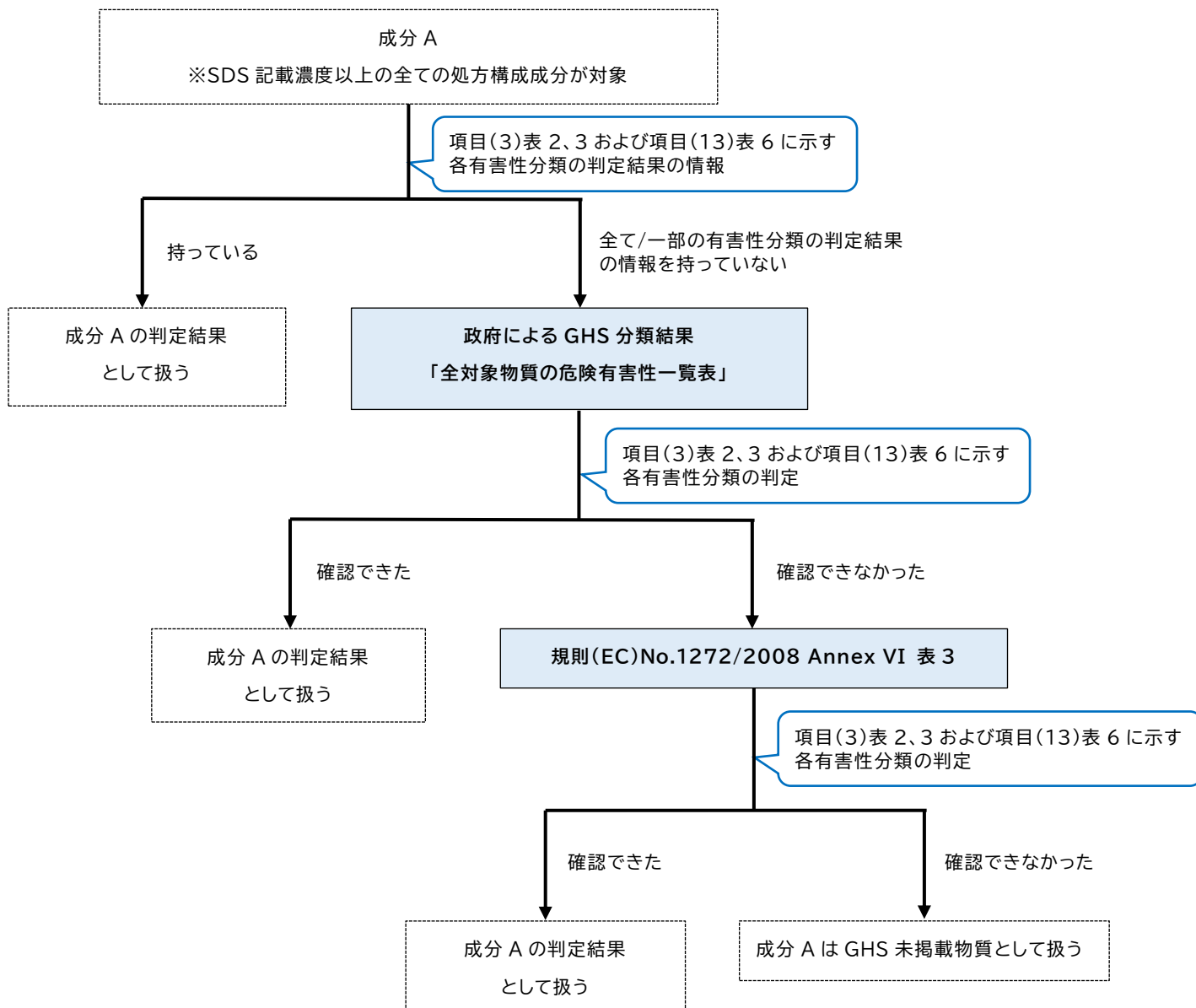
[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局
<https://www.ecomark.jp/nintei/167.html> ✉ sinsei@ecomark.jp

[制改定履歴]

2025年 1月 1日	制定 (Version1.0)
2031年12月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別紙 1 GHS 分類判定参照フローチャート



◆成分 A の判定結果のうち次頁に該当する物質、または GHS 未掲載物質については、現時点での有害性が明らかでないために、本認定基準では有害性を示す判定結果としては扱わない。ただし、現時点で危険有害性区分が付与されない場合でも、その物質が「安全」であることを保証するものではないため、留意すること。あらゆる化学物質は誤った使用方法により、人の健康や環境へ害を及ぼす可能性があるため注意が必要である。当該物質の有害性情報を継続的に収集することが望ましい。

- ・政府による GHS 分類結果(NITE 統合版)
https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html
 「区分に該当しない(区分外、分類対象外)」「分類できない(データなし)」
- ・規則(EC)No.1272/2008 Annex VI 表 3
<https://echa.europa.eu/information-on-chemicals/annex-vi-to-clp>
 有害性情報コード(Hフレーズ)の記載が無い有害性分類

補足：GHS 分類における判定結果の定義
 (JIS Z 7252「GHS に基づく化学品の分類方法」より引用)

判定結果	定義
区分外* 区分に該当しない	①GHS 分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、JIS で規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しない場合。
	②発がん性など証拠の確からしさで分類する危険有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性を持たないと判断される場合、または得られた証拠が区分に分類するには不十分な場合。
	③データが無い、又は不十分で分類できない場合、判定論理においては分類できないと記されている場合もあるが、このような場合も含まれる場合がある。
分類対象外*	④GHS 分類の手順で用いられる物理的状態または化学物質が該当しないため、当該区分での分類の対象となっていない場合。
分類できない (データなし)	①各種の情報源等を検討した結果、GHS 分類の判断を行うためのデータが全くない場合。
	②GHS 分類を行うための十分な情報が得られなかった場合。

*JIS Z 7252:2019 より「区分に該当しない」に統合

別表1 植物油脂の持続可能性の観点

No	目的	要求 (実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
1	地球温暖化の防止、 自然生態系の保全	泥炭地への新規作付けは行われず、 また、すべての泥炭土壌にある既存の 栽培地は責任を持って管理されてい るか(2018年11月15日以降)。	農園	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 残渣・副産物ま たは廃棄物に該 当するため、本項 は適用しない*	<input type="checkbox"/> 供給元の境界内にある泥炭地の地図で把握した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 泥炭土壌にある既存の栽培地において、地下水位は以下のいずれか を維持していることを把握した。 ・国の規制で義務付けられている地下水位を順守している。 ・地表から平均50cm(40~60cmの間)の深さである。 ・集水管内で測定した水位が地表から平均60cm(50~70cmの 間)の深さである。
2	自然生態系の保全	開墾によって森林減少が引き起こさ れていないか。または、高い保護価値 を持つ森林や炭素貯留量の多い森林 の保護や向上が行われているか。	農園	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 残渣・副産物ま たは廃棄物に該 当するため、本項 は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 生態系保護に重要な森林の保全活動を実施している。 <input type="checkbox"/> 農園への道路や水路設置に起因する景観への水文学的影響を最小 限に抑えている。 <input type="checkbox"/> 種や生息地の保護に関する法的要件を順守している。 <input type="checkbox"/> 保護価値の高い生息地の保全活動を実施している。 <input type="checkbox"/> 水路や湿地、泥炭地、水辺地帯、急傾斜地等の保全活動を実施している。 <input type="checkbox"/> 違法な狩猟、漁獲または採取活動を行っていない。 <input type="checkbox"/> 人と野生生物の衝突(例:動物の農地への侵入など)を防ぐための 取り組みを実施している。
3	地球温暖化の防止	温室効果ガス(GHG)を含め、汚染や 排出を削減するための取り組みが実 施されているか。	搾油 工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
4	土地の酸性化・富栄養化、水質汚染の防 止	栽培地における肥料・農薬の使用状況 を把握したか。 「残留性有機汚染物質に関するストック ホルム条約」(POPs条約)および裁 培地の法令で規制されている農薬が 使用されていないか。	農園	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 独立小規模自 作農であるため、 本項は適用しない / <input type="checkbox"/> 残渣・副産物ま たは廃棄物に該 当するため、本項 は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地での肥料・農薬に係る法令を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物油脂の調達に関するガイドラインを定め、公表している。 または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物油脂の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []

No	目的	要求 (実現されなくてはならない項目)	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
5	適正な水利用	主たる栽培地・培養池における水の使用状況(水の使用に関わる汚染や飲用水などへの悪影響がないこと)を把握したか。	農園	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地の水使用に係る法令(取水制限など)を確認した。 <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
6	森林火災・泥炭火災の防止	管理区域内では、地拵えに火入れは用いていないか。	農園	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*	<input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。
7	児童労働・強制労働の排除	児童労働・強制労働が行われていないことを確認したか。	農園・ 搾油工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 <input type="checkbox"/> 持続可能性を評価する第三者の認証制度(児童労働・強制労働の禁止を含む)の認証を受けている。 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入) []
8	法令順守	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など法令を順守しているか。	搾油工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	・搾油工場名 []

* EU の再生可能エネルギー指令(RED)による残渣・副産物(Residues)または廃棄物(Waste)